

モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番号					
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること				
施策目標	2	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること				
	I	地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備すること				
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課				
	関係部局・課	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課				
実績目標1	平成19年度末までに精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備すること					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>精神障害者地域生活支援センターについて、施設整備費の国庫補助を行っている。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生施設等施設整備費補助金 4,104百万円 <p>(実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の額の内数。)</p> <p>(評価指標の考え方)</p> <p>精神障害者地域生活支援センターの設置箇所数は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。</p>						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
精神障害者地域生活支援センターの設置箇所数		296	377	441	471	—
<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。 平成17年度の数值は、集計中。 						
実績目標2	平成19年度末までに障害児通園事業を約11,000人分整備すること					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>障害児通園事業については、利用者が通いやすいよう公民館等身近な場所で開催し、市町村が当該事業を実施する場合に事業費の国庫補助を行っている。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児通園事業 5,371百万円 <p>(評価指標の考え方)</p>						

障害児通園事業の整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
障害児通園事業の整備量（上段：定員数（人分）、下段：実施箇所数）	— (498)	— (529)	9,948 (649)	12,949 (869)	— (—)

(備考)

- ・平成15年度より新障害者プランに移行。
- ・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。
- ・旧障害者プラン（平成8年度から平成14年度まで）においては、障害児通園事業の整備量を実施箇所数（下段のカッコ書き）にて評価していたが、新障害者プランに移行するにあたり、定員数（上段）にて評価することとした。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

実績目標3 平成19年度末までに重症心身障害児（者）等の通園事業を約280ヶ所整備すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

重症心身障害児（者）通園事業については、重症心身障害児施設・肢体不自由児施設等医療機能がある施設、障害児施設・知的障害者援護施設等において、医療機関との緊密な連携を通じ、都道府県・指定都市・中核市がこれを実施する場合に国庫補助を行っている。

○関連する経費（平成17年度予算額）

- ・重症心身障害児（者）通園事業 2,652百万円

(評価指標の考え方)

重症心身障害児（者）の通園事業の整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
重症心身障害児（者）の通園事業の整備量（実施箇所数）	142	174	203	231	—

(備考)

- ・平成15年度より新障害者プランに移行。
- ・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

実績目標4 平成19年度末までに精神障害者生活訓練施設を約6千人分整備すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

精神障害者生活訓練施設について、施設整備費の国庫補助を行っている。

○関連する経費（平成17年度予算額）

- ・保健衛生施設等施設整備費補助金 4,104百万円

(実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の額の内数。)

(評価指標の考え方)

精神障害者生活訓練施設の整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
精神障害者生活訓練施設の整備量 (人分)	4,933	5,306	5,568	5,912	—

(備 考)

- ・平成15年度より新障害者プランに移行。
- ・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて毎年度調査を実施。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

実績目標5 | 精神障害者の長期入院を是正すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

精神障害者社会復帰施設の整備促進、精神障害者居宅生活支援事業の法定化などにより、精神障害者の社会復帰を促進するとともに、精神科救急医療体制の拡充等の地域精神医療の充実を図っている。

○関連する経費 (平成17年度予算額)

- ・社会的入院解消のための退院促進支援事業 162百万円
- ・精神科救急医療システム整備事業 1,540百万円

(評価指標の考え方)

平均在院日数及び10年以上長期入院患者率は、精神障害者の長期入院の現状を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
平均在院日数	374	364	349	338	—
10年以上長期入院患者率	29.6%	28.4%	27.8%	—	—

(備 考)

- ・平均在院日数は、「病院報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室)により、10年以上長期入院患者率は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ。
- ・平成16年度の10年以上長期入院患者率は、集計中。
- ・平成17年度の数值は、今後調査予定。

実績目標6 | 精神保健福祉士の着実な養成を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

精神保健福祉士国家試験を毎年度実施するとともに、受験資格を得る方法の一つである精神保健福祉士養成施設等の指定を行っている。

(評価指標の考え方)

精神保健福祉士登録者数は、精神保健福祉士の養成の現状を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
精神保健福祉士登録者数	9,332	12,666	18,321	21,911	25,950

(備 考)

- ・精神保健福祉士国家試験は、平成10年度から実施。精神保健福祉士の登録は、平成11年度から実施。
- ・評価指標は、各年度時点での登録者数の総数であり、指定登録機関（財団法人社会福祉振興・試験センター）からの報告による。

(注1) 第163回特別国会で成立した障害者自立支援法により、

- ・障害種別を超えて、市町村が中心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改め、現行の施設・事業体系を再編し、あわせて「地域生活支援」や「就労支援」のための事業を創設すること（平成18年10月施行、5年間で移行）
 - ・地方自治体に対し、必要な障害福祉サービスの見込み量を定めた障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を図ること（同月施行）
- 等の制度改正が行われた。

(注2) 平成17年2月及び平成18年3月において、「精神保健福祉施策」の総合評価を実施した。